

1 国予算のうち地方自治体への補助事業について

- ・ 国予算(法律・予算補助事業)における基準額等の見直しにより、地方負担額も連動。
- ・ 地方負担額については、ソフト事業については地方交付税で措置され、ハード事業については、地方債が充当される。

※ イメージ

・ ソフト事業の場合

国庫支出金 (補助割合:1/2 等)	地方負担 (負担割合:1/2 等)
-----------------------	----------------------

地方交付税措置

・ ハード事業の場合

国庫支出金 (補助割合:1/2 等)	地方負担 (負担割合:1/2 等)
-----------------------	----------------------

地方債を充当
(元利償還金に対する地方交付税措置)

2 地方単独事業について

民間事業者に対する補助等(法律等に基づくもの・10年以上継続して措置しているもの)について、国予算の点検結果や経済・物価動向等を踏まえつつ、関係府省庁の協力も得ながら、地方交付税措置の点検・見直しを予定。

<国予算における点検対象事業と類似の地方単独事業の例>

国予算における点検対象事業の例
医療施設運営費等補助金(へき地巡回診療車等) <厚生労働省>
子どもの学習・生活支援事業 <厚生労働省>

類似の地方単独事業の例
休日夜間急患センター運営費補助金 ※ 休日夜間急患センターの運営の補助に要する経費に対し普通交付税措置
準要保護児童・生徒関係経費 ※ 準要保護児童・生徒の就学援助に要する経費に対し普通交付税措置